

社会福祉法人天竜厚生会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 救護施設の経営
- (ロ) 障害者支援施設の経営
- (ハ) 特別養護老人ホームの経営
- (ニ) 軽費老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ロ) 一般相談支援事業の経営
- (ハ) 特定相談支援事業の経営
- (ニ) 障害児相談支援事業の経営
- (ホ) 移動支援事業の経営
- (ヘ) 障害児通所支援事業の経営
- (ト) 老人短期入所事業の経営
- (チ) 老人デイサービス事業の経営
- (リ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ヌ) 無料又は低額介護老人保健施設の経営
- (ル) 無料又は低額診療事業の経営
- (ヲ) 保育所の経営
- (ワ) 放課後児童健全育成事業の経営
- (カ) 一時預かり事業の経営
- (ヨ) 地域子育て支援拠点事業の経営
- (タ) 病児保育事業の経営
- (レ) 幼保連携型認定こども園の経営
- (ソ) 子育て世帯訪問支援事業の経営
- (ツ) 乳児等通園支援事業の経営
- (ネ) 社会的養護自立支援拠点事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人天竜厚生会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効

果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を静岡県浜松市天竜区渡ヶ島217番地の3に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員11名以上21名以内を置く。ただし、評議員の定数(現在数)は、理事の定数(現在数)を超える数であること。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という）を置き、評議員の選任及び解任は、委員会において行う。

- 2 委員会は、外部委員1名、監事1名、事務局員1名の合計3名で構成する。
- 3 委員の選任並びに委員会の運営は、中立性が確保された方法により行わなければならない。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 6 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会（6月開催に限る）の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置く。
- 3 議長は、その都度評議員の互選で定める。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分
- (9) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (10) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (11) 解散
- (12) 社会福祉充実計画の承認
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月及び3月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上10名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を副理事長、若干名を常務理事とすることができる。

4 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理

事とする。

5 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第17条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。副理事長は、理事長を補佐し、理事長の命を受けて、この法人の業務を処理する。常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び副理事長並びに常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第21条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会(6月開催に限る)の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会(6月開催に限る)の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第24条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事長が定める。

(職員)

第25条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

（構成）

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長並びに常務理事の選定及び解職

（招集）

第28条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

（資産の区分）

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第39条に掲げる公益を目的とする事業及び第40条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第32条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て浜松市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、浜松市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書については毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5)貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6)財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)監査報告

(2)会計監査報告

(3)理事及び監事並びに評議員の名簿

(4)理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5)事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1)日中一時支援事業

(2)訪問入浴介護事業

(3)居宅介護支援事業

(4)特定福祉用具販売事業

(5)福祉用具貸与事業

- (6) 特定介護予防福祉用具販売事業
- (7) 介護予防福祉用具貸与事業
- (8) 地域包括支援センターの事業
- (9) 生活援助員派遣事業
- (10) 診療所の事業
- (11) 訪問看護事業
- (12) 事業所内保育所の受託事業
- (13) 心身障害者訓練研修事業
- (14) 介護員養成研修事業
- (15) 生活困窮者就労訓練事業
- (16) 生活困窮者等一時居住支援事業
- (17) 住宅確保要配慮者居住支援事業
- (18) 生活困窮者自立相談支援事業
- (19) 水道事業
- (20) 奨学金貸与事業
- (21) 障害者相談支援事業
- (22) 基幹相談支援センター事業
- (23) 中山間地域支援事業
- (24) 自殺未遂者支援事業
- (25) 浜松市発達支援広場事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第8章 収益を目的とする事業 (種別)

第40条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

物品販売業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(収益の処分)

第41条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第9章 解散 (解散)

第42条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第44条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第45条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、浜松市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を浜松市長に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、社会福祉法人天竜厚生会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第47条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	内山竹蔵
理 事	長谷川保
〃	松野勝太郎
〃	猿田孝雄
〃	山村三郎
監 事	野口金之助
〃	鈴木藤作

平成２６年８月２日に選任された理事・監事の任期は、定款２２条の規定に関わらず平成２７年３月３１日までとする。

平成２６年８月２日に委嘱する評議員の任期は、定款８条の規定に関わらず平成２７年３月３１日までとする。

(1) 建 物					
番号	所 在	構 造	種 類	床面積 (㎡)	摘 要
1	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島 字百々217番地6、217番地7	鉄筋コンクリート造コンクリート 屋根 2 階建	養護所	2,582.94	家屋番号217番6の2 清風寮
2	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島 字百々183番地1、217番地3	鉄筋コンクリート・鉄骨造合 金メッキ鋼板葺 2 階建	養護所	4,510.13	家屋番号183番の1 百々山
3	同 上	鉄筋コンクリート造陸屋根 平家建	霊安室	28.57	家屋番号183番の1 附属建物 6
4	同 上	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建	機械室	30.80	家屋番号183番の1 附属建物 7
5	同 上	鉄骨造陸屋根 3 階建	養護所	2,312.52	家屋番号183番の1の3 百々山
6	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島 字百々215番地3	コンクリートブロック造コンクリート モルタル葺平家建	宿 舎	82.62	家屋番号215番3 職員宿舎
7	静岡県富士宮市上井出字河 原端1261番地1、1254番地9、 同番地15、同番地16、同番地 17、同番地19、1261番地3、 1262番地2、1284番地3、 1285番地2、1287番地1	鉄骨・鉄筋コンクリート造陸 屋根亜鉛メッキ鋼板葺 3 階建	老人ホーム	5,179.49	家屋番号1261番1 しらいと
8	同 上	鉄筋コンクリート造陸屋根 平家建	集会所	86.40	家屋番号1261番1 附属建物 4
9	同 上	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建	ボイラー室	24.95	家屋番号1261番1 附属建物 5
10	同 上	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 平家建	発電室	32.74	家屋番号1261番1 附属建物 6
11	静岡県富士宮市上井出字河 原端1288番地1、1289番地	木造スレート葺平家建	養護所	131.26	家屋番号1288番1 地域交流室
12	静岡県浜松市浜名区小松 3221番地、3222番地、3223 番地	鉄筋コンクリート造ルーフینگ ^g 葺 2 階建	保育所	1,038.77	家屋番号3221番 子育てセンターこまつ
13	静岡県浜松市浜名区於呂字 奥山4201番地13	鉄骨造合金メッキ鋼板 ぶき・陸屋根 2 階建	養護所	2,897.29	家屋番号4201番13の3 あかいし学園
14	同 上	鉄筋コンクリート造陸屋根 平家建	ボイラー室	24.75	家屋番号4201番13の3 附属建物 1
15	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島 字百々215番地4	鉄骨造スレート葺 2 階建	寄宿舎	466.70	家屋番号215番4 職員宿舎
16	同 上	コンクリートブロック造亜鉛メッキ 鋼板葺平家建	物 置	8.46	家屋番号215番4 附属建物 1
17	静岡県浜松市浜名区於呂字 奥山4201番地12	鉄骨造合金メッキ鋼板 ぶき・陸屋根 2 階建	養護所	4,770.57	家屋番号4201番12の1 厚生寮
18	同 上	鉄筋コンクリート造陸屋根 平家建	ボイラー室	46.75	家屋番号4201番12の1 附属建物 1
19	静岡県浜松市浜名区貴布祢 2668番地	鉄筋コンクリート造ルーフینگ ^g 葺 陸屋根 2 階建	保育所	1,450.47	家屋番号2668番 子育てセンターきぶね
20	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島 字坂ノ脇324番地、字請留山20 番地53、字百々226番地、227 番地	鉄筋コンクリート・鉄骨鉄筋コ ンクリート造合金メッキ鋼板葺 3 階建	養護所	4,249.38	家屋番号324番 赤石寮
21	静岡県浜松市浜名区於呂字 欠端3087番地2	鉄筋コンクリート造陸屋根・ 合金メッキ鋼板葺 2 階建	保育所	1,173.74	家屋番号3087番2 子育てセンターしばもと
22	同 上	鉄筋コンクリート造陸屋根平 家建	物 置	10.50	家屋番号3087番2 附属建物 1
23	同 上	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼 板葺平家建	プロパン庫	6.00	家屋番号3087番2 附属建物 2

番号	所 在	構 造	種 類	床面積 (㎡)	摘 要
24	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字百々215番地4	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	居 宅	96.15	家屋番号215番4の1職員宿舎
25	静岡県浜松市浜名区於呂字奥山4201番地9、4201番地10	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	社会福祉施設	1,368.50	家屋番号4201番9天竜ワークキャンパス
26	静岡県浜松市浜名区於呂字奥山4201番地10	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	作業所	637.38	家屋番号4201番10第一フクシクリーニングセンター
27	静岡県浜松市浜名区於呂字奥山4201番地9	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	寄宿舍	207.76	家屋番号4201番9の2職員宿舎
28	静岡県浜松市浜名区於呂字奥山4201番地12、4201番地9、4201番地10	鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根2階建	養護所	4,305.58	家屋番号4201番12の2浜名
29	同 上	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	倉庫	30.00	家屋番号4201番12の2附属建物1
30	同 上	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	ボイラー室	38.28	家屋番号4201番12の2附属建物2
31	静岡県浜松市浜名区新原2669番地	鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板葺2階建	保育所	1,303.41	家屋番号2669番子育てセンターしんばら
32	同 上	鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板葺平家建	保育所	34.37	家屋番号2669番附属建物1
33	静岡県掛川市長谷字二十二ノ坪1687番地2	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建	保育園・幼稚園	2,938.89	家屋番号1687番2子育てセンターさやのもり
34	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字百々217番地3、217番地4	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	事務所	1,243.11	家屋番号217番4の2天竜厚生会法人本部
35	静岡県浜松市浜名区於呂字奥山4201番地13	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	作業所	359.73	家屋番号4201番13の1美浜作業棟
36	静岡県浜松市浜名区於呂字奥山4201番地6	木造スレート葺平家建	訓練所	119.24	家屋番号4201番6の4喫茶ちゃむ
37	静岡県浜松市浜名区中瀬字横瀬674番地、673番地、675番地2	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建	保育所	951.13	家屋番号674番2子育てセンターなかぜ
38	静岡県掛川市杉谷南二丁目1番地1	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建	保育園・幼稚園	2,465.23	家屋番号1番1子育てセンターひだまり
39	静岡県浜松市天竜区大谷字城下111番地1、112番地、134番地、135番地2、139番地2	鉄骨鉄筋コンクリート造石綿セメント板葺平家建	保育所	410.50	家屋番号111番1子育てセンターすぎのこ
40	同 上	コンクリートブロック造陸屋根平家建	ボイラー室	7.77	家屋番号281番8附属建物1
41	同 上	鉄骨造スレート葺平家建	体育館	189.00	家屋番号281番8附属建物2
42	静岡県浜松市浜名区於呂字奥山4201番地6 静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字請留山20番地4	鉄筋コンクリート造陸屋根・コンクリート屋根平家建	養護所	2,909.42	家屋番号4201番6翠松苑
43	同 上	コンクリートブロック造陸屋根平家建	ボイラー室	10.83	家屋番号4201番6附属建物1
44	静岡県浜松市浜名区於呂字奥山4201番地9	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	居 宅	76.10	家屋番号4201番9の3職員宿舎
45	静岡県浜松市浜名区於呂字奥山4201番地6	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	研修所	3,633.92	家屋番号4201番6の2研修センター
46	静岡県浜松市浜名区於呂字奥山4201番地9、4201番地10	鉄骨亜鉛メッキ鋼板葺平家建	倉 庫	307.34	家屋番号4201番9の4共通倉庫

番号	所 在	構 造	種 類	床面積 (㎡)	摘 要
47	静岡県浜松市浜名区於呂字奥山4201番地6	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	養護所	1,917.40	家屋番号4201番6の3 浜北学苑
48	同 上	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	機械室	12.23	家屋番号4201番6の3 附属建物 1
49	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字請留山20番地7	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	養護所	1,660.04	家屋番号20番7の2 赤松寮
50	静岡県浜松市天竜区山東字山王3577番地	木造スレート葺平家建	保育所	970.05	家屋番号3577番 子育てセンターやまびこ
51	同 上	木造スレート葺平家建	物 置	9.93	家屋番号3577番 附属建物 1
52	静岡県浜松市浜名区於呂字奥山4201番地6	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板陸屋根 2 階建	作業所・事務所	732.96	家屋番号4201番6の5 給食センター
53	同 上	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板・合金メッキ鋼板葺平家建	作業所	315.75	家屋番号4201番6の5 附属建物 1
54	同 上	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	作業所	34.79	家屋番号4201番6の5 附属建物 2
55	同 上	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	倉庫	25.92	家屋番号4201番6の5 附属建物 3
56	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字平山4番地、1番地、5番地、7番地1、同所字請留山20番地4	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建	工 場	1,950.00	家屋番号 4 番 フシクリンク [®] センター
57	同 上	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	機械室	39.60	家屋番号 4 番 附属建物 1
58	同 上	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	便 所	40.80	家屋番号 4 番 附属建物 2
59	静岡県浜松市浜名区於呂字奥山4201番地6 静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字請留山20番地4	鉄筋コンクリート造瓦・アルミニューム板葺・陸屋根 2 階建	養護所	2,827.91	家屋番号4201番6の7 まどか
60	静岡県掛川市長谷字六ノ坪893番地5、同所字二十二ノ坪1673番地	鉄筋コンクリート造アルミニューム板葺・陸屋根平家建	養護所	4,059.62	家屋番号893番5 さやの家、さやの家デ ィービーセンター
61	同 上	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	機械室	42.64	家屋番号893番5 附属建物 1
62	静岡県掛川市長谷字二十二ノ坪1662番地1、同所六ノ坪869番地1	鉄筋コンクリート造アルミニューム板葺平家建	養護所	2,333.60	家屋番号1662番1 さやの家
63	静岡県掛川市長谷字六ノ坪869番地1、同所字二十二ノ坪1662番地1	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	老人ホーム	928.19	家屋番号869番1 さやの家ショートステイ棟
64	静岡県浜松市天竜区山東字山王3382番地2	鉄骨造アルミニューム板葺平家建	養護所	671.42	家屋番号3382番2 やまびこディービーセンター
65	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字請留山20番地52	木造セメント瓦葺平家建	居 宅	131.66	家屋番号20番52 職員宿舎
66	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字百々221番地、216番地14、222番地、224番地2、225番地2、浜松市天竜区渡ヶ島字請留山20番地61、20番地63	鉄筋コンクリート造鋼板葺 3 階建	養護所・診療所	7,489.29	家屋番号221番 さいわい 天竜厚生会診療所
67	同 上	鉄骨造陸屋根平家建	機械室・倉庫	77.08	家屋番号221番 附属建物 1

番号	所 在	構 造	種 類	床面積 (㎡)	摘 要
68	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島 字百々216番地3	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 平家建	診療所	767.96	床面積：1,019.22㎡ 公益事業専有面積： 251.26㎡ 家屋番号216番3 第二診療所
69	同 上	鉄筋コンクリート造陸屋根平 家建	物置	3.15	家屋番号216番3 附属建物1
70	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島 字百々215番地6、215番地4	鉄筋コンクリート造コンクリート屋 根 3 階建	養護所	1,743.39	家屋番号215番6 美浜
71	同 上	鉄筋コンクリート造陸屋根平 家建	機械室	26.34	家屋番号215番6 附属建物 1
72	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島 字平山6番地2、6番地1、7番 地1	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建	作業所	1,175.27	家屋番号6番2 みのり
73	同 上	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平 家建	便 所	32.79	家屋番号6番2 附属建物 1
74	同 上	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平 家建	ボイラー室	31.44	家屋番号6番2 附属建物 2
75	静岡県掛川市宮脇2丁目16番 地3	鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼 板葺 2 階建	養護所	880.66	家屋番号16番3 宮脇デｲｰビスセンター、宮 脇ヘルパーステーション、宮脇ｸﾞ ｯｽﾎｰﾄｾﾝﾀｰ
76	静岡県浜松市天竜区山東字 山王3382番地5	木造合金メッキ鋼板葺平家 建	学童保育 所	165.08	家屋番号3382番5 やまびこ児童クラブ
77	静岡県浜松市中央区白羽町 字小屋縄600番地	鉄骨造陸屋根 2 階建	養護所	902.39	家屋番号600番 天竜厚生会いとめ
78	静岡県浜松市天竜区大谷字 前田443番地1	木造スレート葺 2 階建	養護所	214.74	家屋番号443番1 はばたき
79	静岡県浜松市浜名区新原 4092番地2、4092番地7	鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建	養護所	5,682.40	家屋番号4092番2 しんばらの家、しんば らの家デｲｰビスセンター
80	静岡県浜松市天竜区山東字 山王3382番地1	木造合金メッキ鋼板葺 2 階 建	養護所	172.52	家屋番号3382番1 こだま
81	静岡県磐田市富丘字広野162 番地1、163番地 1	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 平家建	保育所	1,035.74	家屋番号162番1の 2 子育てセンターとみが おか
82	静岡県磐田市富丘字広野162 番地1	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板 ぶき平家建	物置	10.56	家屋番号162番1 子育てセンターとみが おか物置
83	静岡県磐田市南島字中屋敷 164番地2、164番地1、351番 地1、355番地1	鉄骨造合金メッキ鋼板 葺平家建	保育所	1,234.25	家屋番号164番2 子育てセンターみなみ しま
84	静岡県浜松市浜名区宮口 1340番地2	木造合金メッキ鋼板葺 2 階 建	寄宿舎	172.52	家屋番号1340番2 つばさ
85	静岡県静岡市駿河区登呂3丁 目610番地14	鉄筋コンクリート造陸屋根 6 階建	養護所	5,700.55	家屋番号610番14 登呂の家、登呂の家デｲｰ ビスセンター、登呂の家 ｸﾞｯｽﾎｰﾄｾﾝﾀｰ

番号	所 在	構 造	種 類	床面積 (㎡)	摘 要
86	同 上	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	機械室	12.00	家屋番号610番14 附属建物1
87	静岡県浜松市浜名区上島字 甲亀1216番地1	鉄筋コンクリート造陸屋根3 階建	グループ ホーム	894.09	家屋番号1216番1 かみじま
88	静岡県浜松市浜名区根堅字 椎ヶ脇2601番地2	木造合金メッキ鋼板ぶき平 家建	グループ ホーム	184.53	家屋番号2601番2 ねがた1号
89	静岡県浜松市浜名区根堅字 椎ヶ脇2601番地4	木造合金メッキ鋼板ぶき平 家建	グループ ホーム	184.53	家屋番号2601番4 ねがた2号
90	静岡県浜松市浜名区根堅字 椎ヶ脇2601番地5	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 平家建	事務所	126.00	家屋番号2601番5 グループホーム事務所
91	静岡県浜松市浜名区根堅字 椎ヶ脇2601番地6	木造合金メッキ鋼板ぶき平 家建	グループ ホーム	205.98	家屋番号2601番6 ねがた3号
92	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島 字百々180番地3、180番地 4、181番地	木造合金メッキ鋼板ぶき平 家建	事務所	183.01	家屋番号180番3 きずな
93	同 上	木造合金メッキ鋼板ぶき平 家建	鶏舎	18.63	家屋番号180番3 附属建物1
94	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島 字請留山20番地52	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 平家建	グループ ホーム	241.11	家屋番号20番52の2 うけどめ1号
95	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島 字請留山20番地53、20番地 52	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 平家建	グループ ホーム	241.11	家屋番号20番53 うけどめ2号
96	静岡県藤枝市宮原字下苅前 823番1	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶ き・陸屋根3階建	養護所	3,708.92	家屋番号823番1 天竜厚生会アクシア藤枝
97	同 上	鉄筋コンクリート造陸 屋根平家建	ボイラー室	24.75	家屋番号823番1 附属建物1
98	静岡県浜松市中央区城北一 丁目140番地1	鉄筋コンクリート造陸 屋根4階建	老人ホー ム	6,402.80	家屋番号140番1 天竜厚生会城北の家
99	静岡県浜松市浜名区中瀬字 四塔2308番地	鉄骨造合金メッキ鋼 板・陸屋根2階建	保育園	1,994.51	家屋番号2308番 子育てセンターかきの み
100	静岡県掛川市大池字三十八 ノ坪2303番地1、2302番地、 2303番地2、2304番地、2305 番地、2308番地1	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶ き・陸屋根2階建	認定こど も園	1,281.16	家屋番号2303番1 子育てセンターともの もり
101	静岡県浜松市浜名区根堅字 椎ヶ脇2596番地1	鉄筋コンクリート・木 造合金メッキ鋼板ぶき 2階建	保育園	894.63	家屋番号2596番1 子育てセンターみゅう のおか
102	静岡県浜松市浜名区於呂字 奥山4201番地13	軽量鉄骨造合金メッキ 鋼板ぶき平家建	作業所	27.32	家屋番号4201番13の2 オリーブ搾油所
103	静岡県袋井市上田町 267番 地31	鉄骨造合金メッキ鋼板 ぶき平家建	認定こど も園・児 童発達支 援事業所	2,726.80	家屋番号267番31 子育てセンターにじい ろ
104	同 上	軽量鉄骨造合金メッキ 鋼板ぶき平家建	倉庫	25.45	家屋番号267番31附属 建物1
	合 計			120,389.40	

(2) 土 地			
番号	所 在	面 積 (㎡)	摘 要
1	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字請留山20番15号	2,404	山林 職員宿舍
2	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字請留山20番52	3,070	山林
3	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字請留山20番53	3,214	山林 赤石寮敷地
4	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字請留山21番1	2,918	山林
5	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字請留山21番4	679	山林
6	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字百々180番1	3,047	原野
7	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字百々180番3	1,510	雑種地
8	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字百々181番	1,768.59	宅地
9	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字百々183番1	7,418.18	宅地 百々山・霊安室敷地
10	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字百々215番1	2,862.80	宅地
11	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字百々215番4	5,801.00	宅地 美浜・職員宿舍敷地
12	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字百々216番3	3,838.00	宅地
13	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字百々217番1	443.70	宅地
14	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字百々217番3	6,191.73	宅地 百々山・法人本部敷地
15	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字百々217番4	3,662.80	宅地 法人本部敷地
16	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字百々217番6	4,267.76	宅地 清風寮敷地
17	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字百々217番9	115.00	宅地
18	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字百々213番2	3,847	山林
19	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字百々215番3	790	山林 職員宿舍敷地
20	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字百々215番5	872	山林 職員宿舍敷地
21	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字百々217番7	2,852	山林 清風寮敷地
22	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字百々217番17	172	公衆用道路
23	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字百々217番25	230	山林
24	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字百々217番26	358	山林
25	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字百々221番	2,502	山林
26	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字百々222番	5,993	山林
27	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字百々226番	3,361	山林 赤石寮敷地
28	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字坂ノ脇324番	5,950	山林 赤石寮敷地
29	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字平山 1番	647	雑種地 フクシクリーニングセンター敷地
30	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字平山 2番	62	原野 職員駐車場
31	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字平山 3番	85	原野 職員駐車場

番号	所 在	面 積 (㎡)	摘 要
32	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字平山 4番	1,044	雑種地 フクシクリンクセンター敷地
33	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字平山 5番	142	原野 フクシクリンクセンター敷地
34	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字平山 6番1	211	雑種地 みのり敷地
35	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字平山 6番2	2,644	雑種地 みのり敷地
36	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字平山 7番1	1,523	雑種地 フクシクリンクセンター・みのり敷地
37	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字平山 8番2	119	雑種地 職員駐車場
38	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字平山 9番2	330	雑種地 職員駐車場
39	静岡県浜松市浜名区於呂字奥山 4201番9	14,729	模範林 天竜ワークキャンパス・職員宿舎・倉庫・浜名敷地
40	静岡県浜松市浜名区於呂字奥山 4201番10	7,106	模範林 天竜ワークキャンパス・福祉工場・浜名敷地
41	静岡県浜松市浜名区於呂字奥山 4201番12	21,225	模範林 浜名・厚生寮敷地
42	静岡県浜松市浜名区於呂字奥山 4201番13	24,011	模範林 美浜・みのり・あかいし学園敷地
43	静岡県浜松市浜名区於呂字奥山 4201番15	595.27	宅地 職員駐車場
44	静岡県浜松市浜名区小松 3221番	1,370	学校用地 子育てセンターこまつ敷地
45	静岡県浜松市浜名区小松 3222番	243	学校用地 子育てセンターこまつ敷地
46	静岡県浜松市浜名区小松 3223番	377	学校用地 子育てセンターこまつ敷地
47	静岡県浜松市浜名区小松 3224番	73	公衆用道路 子育てセンターこまつ敷地
48	静岡県浜松市浜名区小松 3225番	260	山林 子育てセンターこまつ敷地
49	静岡県浜松市浜名区小松 3228番1	129	雑種地 子育てセンターこまつ敷地
50	静岡県浜松市浜名区貴布祢2668番	3,730.68	宅地 子育てセンターきぶね・きずな敷地
51	静岡県浜松市浜名区於呂字欠端 3087番2	2,631	原野 子育てセンターしばもと敷地
52	静岡県浜松市浜名区於呂字欠端 3087番4	35	原野 子育てセンターしばもと敷地
53	静岡県浜松市浜名区新原4092番1	368.50	宅地 しんばらの家敷地
54	静岡県浜松市浜名区新原4092番2	3,174.57	宅地 しんばらの家敷地
55	静岡県浜松市浜名区新原4092番7	2,677.22	宅地 しんばらの家敷地
56	静岡県浜松市浜名区新原4092番8	369.41	宅地 しんばらの家敷地
57	静岡県富士宮市上井出字河原端1254番9	3,381	山林 しらいと敷地
58	静岡県富士宮市上井出字河原端1254番15	1,612	山林 しらいと敷地
59	静岡県富士宮市上井出字河原端1254番16	72	山林 しらいと敷地
60	静岡県富士宮市上井出字河原端1254番17	133	山林 しらいと敷地

番号	所 在	面 積 (㎡)	摘 要
61	静岡県富士宮市上井出字河原端1254番19	24	山林 しらいと敷地
62	静岡県富士宮市上井出字河原端1260番2	79	山林
63	静岡県富士宮市上井出字河原端1261番1	3,057	山林 しらいと敷地
64	静岡県富士宮市上井出字河原端1262番2	109	山林 しらいと敷地
65	静岡県富士宮市上井出字河原端1287番1	446	山林 しらいと敷地
66	静岡県富士宮市上井出字河原端1284番3	101	山林 しらいと敷地
67	静岡県富士宮市上井出字河原端1288番1	3,560	山林 地域交流室山鳩の家敷地
68	静岡県富士宮市上井出字河原端1289番	1,371	山林 地域交流室山鳩の家敷地
69	静岡県富士宮市上井出字河原端1290番1	432	山林 しらいと敷地
70	静岡県富士宮市上井出字河原端1261番3	149.55	宅地 しらいと敷地
71	静岡県富士宮市上井出字河原端1285番3	8.71	宅地
72	静岡県掛川市杉谷南二丁目1番1	6,981.49	宅地 子育てセンターひだまり敷地
73	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字請留山20番7	7,995	山林 赤松寮敷地
74	静岡県浜松市浜名区於呂字奥山4201番6	55,319	模範林 翠松苑・研修センター・浜北学苑・ まどか・給食センター敷地
75	静岡県浜松市浜名区於呂字百々4203番3	131	山林
76	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字請留山20番4	9,706	山林 翠松苑・まどか敷地
77	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字百々215番6	3,047	原野 美浜敷地
78	静岡県浜松市天竜区山東字山王3577番1	3,478.86	宅地 子育てセンターやまびこ敷地
79	静岡県浜松市天竜区山東字山王3577番2	16.20	宅地 子育てセンターやまびこ敷地
80	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字百々180番4	165	公衆用道路
81	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字百々216番7	164	公衆用道路
82	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字百々216番14	554	原野
83	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字百々225番1	2,413	山林
84	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字百々227番	2,809	山林 赤石寮敷地
85	静岡県富士宮市上井出字河原端1260番1	2,344	山林
86	静岡県富士宮市上井出字河原端1287番2	19	墓地 しらいと敷地
87	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字請留山20番61	255	山林
88	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字請留山20番63	1,328	山林
89	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字百々225番2	44	山林
90	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字百々224番2	127.83	宅地
91	静岡県浜松市中央区白羽町字小屋縄600番	1,661.00	宅地 天竜厚生会いとめ敷地

番号	所 在	面 積 (㎡)	摘 要
92	静岡県浜松市浜名区根堅字向野2566番3	17.77	宅地 ねがた1号敷地
93	静岡県浜松市浜名区根堅字椎ヶ脇2601番2	479.78	宅地 ねがた 1 号敷地
94	静岡県浜松市浜名区根堅字椎ヶ脇2601番4	445.97	宅地 ねがた 2 号敷地
95	静岡県浜松市浜名区根堅字椎ヶ脇2601番5	494.54	宅地 グループホーム事務所
96	静岡県浜松市浜名区根堅字椎ヶ脇2601番6	600.16	宅地 ねがた 3 号敷地
97	静岡県藤枝市宮原字下苅前823番1	6,135.20	宅地 天竜厚生会アクシア藤枝敷地
98	静岡県浜松市中央区城北一丁目140番1	5,953.60	宅地 天竜厚生会城北の家敷地
99	静岡県浜松市浜名区中瀬字四塔2308番	5,742.58	宅地 子育てセンターかきのみ敷地
100	静岡県浜松市浜名区中瀬字四塔2303番1	603.68	宅地 子育てセンターかきのみ敷地
101	静岡県浜松市浜名区根堅字椎ヶ脇2596番1	4,311.15	宅地 子育てセンター みゅうのおか敷地
102	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島字請留山20番16	3,023.57	宅地 障がい者体育館跡地敷地
103	静岡県磐田市富丘字広野166番 1	1,755	雑種地 子育てセンターとみがおか敷地
	合 計	312,706.85	